

愛媛県都市計画審議会常務委員会規程

(昭和44年愛媛県都市計画審議会規則第2号)

(設置)

第1条 愛媛県都市計画審議会条例(昭和44年愛媛県条例第17号、以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、愛媛県都市計画審議会(以下「審議会」という。)に常務委員会を置く。

(常務委員会が処理すべき事項)

第2条 条例第6条第2項の規定により常務委員会が処理する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第13条の規定による都市計画の軽易な変更
- 2 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第4条第3項の規定による地区の指定
- 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)第51条ただし書きの規定による敷地の位置決定
- 4 土地改良法(昭和24年法律第195号)第125条の2の規定による意見の提出

(会長)

第3条 常務委員会の会長は、審議会の会長をもって充てる。

(雑則)

第4条 愛媛県都市計画審議会議事運営規程(昭和44年愛媛県都市計画地方審議会規則第1号)は、常務委員会の会議について準用する。

附 則

この規程は、昭和44年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。